

認識主觀の問題 (承前)

田邊 元

九

前節までに余は所與定立判断の超虚的絶對肯定判断なること、従つて之に由り定立せられる所與對象界に對應する主觀が、必然に認識主觀としての意識一般なること、而して之に反し經驗的對象界の構成をなす構成的判断は必ず方法論的アプリオリを豫想し、相異なる認識目的に照らし合はせて、特定の課題をそれに相當する純粹思惟の方法に由つて解決せんことを求めるものなるが故に、課題と解決との不適應、内容と形式との不一致としての虚偽を容るゝものであり、従つて其判断主觀は唯真正なる判断をなす限り意識一般の理念を實現するものなることを述べた。もとより經驗心理學的事實問題の立場から見ると、經驗の成立に先づ所與定立判断なるものが豫想せられ、次に構成判断が其上に附加せられるといふ如きことがあるので

はない。此等の判断の區別は認識對象界の構成に於ける規定の程度、綜合の段階に照應して先驗心理學の立場から認められるものなること、恰もカントの説いた直觀、構想力、悟性の機能が經驗的認識に於ける三段の獨立せる心理作用といふべきものでなく、それ等の機能の *Leistung* と考へられる綜合の發展段階に應じて區別せられる所の先驗心理學的主觀作用と認めらるべきものなるが如くである。

本來批判主義の立脚地から、眞正なる判断の判断主觀たる限り現實意識が實現する所の規範であると考へられなければならぬ意識一般が、現實意識の所與内容を定立客觀化する判断に於て必然的に實現せられるといふ事は、本論の主題たる認識主觀の問題に對して解決の鍵を與へるものではあるまいか。或は所與定立判断の判断主觀が必然的に意識一般であるといふ主張は一見不當の要求なる如く見へるかも知れない。第一の感性的直觀の表象内容は必ず或個人の意識内容に屬するものである。假令之を直觀の立場に於て考へるとき特定の個人意識に屬すといふ如き制限を有せざとするも、それは前に述べた如く單に *an sich* に超個人的といはれるに止まり、必然 *für sich* の段階に於て個人意識の分界に制限せられなければならぬ。果して然らば其直觀内容を超個人的意識一般に對應するものとして對象化することが出

來るかといふ疑があるであらう。併し前節に述べた如く感性的直觀の内容はそれが意識せられるといふことに由つて必然自同的所與として對象化せられることを要求し、その意識を可能ならしめたる純粹作用としての意志はその判断に當つて全く拒絶否定をなす餘地なく絶對肯定をなさなければならぬ。従つて其判断は全然虚偽を超越する絶對眞正の判断であり、之に對する判断意識は必然意識一般たるのである。所與定立判断に由つて對象化せられる感覺的表象は、經驗構成判断に由つて假令如何なる個人意識に屬するものとして規定せられるにせよ、單に所與の感性的直觀内容としては必然意識一般に對する客觀として對象化せられなければならぬ。カントは理性批判第二版の先驗的演繹論に於て、構想力に由る再生的綜合を俟つて成立する直觀の覺知が悟性の規定に従ふもの、従つて範疇に含まるゝ統覺の綜合に必然適合するものなることを述べた(Kant, Kr. d. r. V. B. S. 153-163)。然るに他方批判主義の精神から考へて統覺の綜合が規範的の意味を有するものであるとすれば、知覺が常に統覺の綜合に適合するといふことは、知覺判断が必然眞正なる判断として意識一般に成立するといふことを意味しなければならぬ。此説をプロレゴメナに於ける知覺判断、經驗判断の區別に關する思想と調和せしめんが爲めには、カン

ト認識論の主目的が自然科学の法則的認識に對する基礎附けに存することを考慮し、範疇乃至原理が、數學的力學的の兩種に分たれ、それに應じて此等と直觀との關係の相異なるを注意して、カントの擧げた實例に重きを置かず其精神の理解を努める外に途はないと思ふが、其徹底せる解釋は知覺判斷を余の所謂所與定立判斷とし、感性的直觀の意識が單に *an sich* に意識一般たるのみならず、所與定立の判斷意識に於て *an und für sich* の意識一般に發展するとを要求するやうに思はれる。之に對して經驗構成判斷は所與内容の内に課せられる課題と、それに對する解決との不適合としての虚偽を容るゝが故に、其判斷意識は真正なる判斷をなす限り意識一般たることを實現するといふべきである。之により種々の經驗界は同一所與界の分化發展として相連絡し、相互の間に一定の關係を有することが出来る。その構成の課題と解決との適應、即ち判斷の真正を決定するには、唯遡つて所與界に檢證を求め、外無いのであつて、凡ての經驗的認識の眞偽が知覺の檢證に由つて決せられなければならぬといふのは、即ち之を謂ふのである。之を判斷意識に就いて考へれば、感覺的直觀に於て單に *an sich* の意識一般たるに止まつた現實意識は所與定立判斷の判斷主觀として *an und für sich* の意識一般に發展したのであるが、これは未だ經

驗的認識の立場から見れば單に *es sich* の意識一般に過ぎないのであつて、それは更に眞正なる經驗構成判斷の判斷意識に發展する限り高次の段階に於て *an und für sich* の意識一般となるのである。而して所與が無限の發展をなす爲めに、其内容に含まれる課題が無限であり、之を解決すべき純粹思惟がコーエン派の方説する如く無限の過程に於て發展するが故に、之に依る内容の客觀化たる經驗的對象界の構成も無限の進行をなし、意識一般は無限なる實現の過程を追ふて遂に完成することを許さざる理念となる。その各段階に於て *an und für sich* に意識一般と認めらるゝ判斷主觀はそれより一段高き立場から見ても單なる *es sich* の意識一般とせられ、永久の發展を促されるのである。唯その過程の第一の段階は所與定立判斷に始まるのであつて、此處に經驗的認識の凡てに對する最後の據り所が與へられる。若しこれがなければ、眞正なる判斷の判斷主觀としての意識一般が部分的實現を容るゝ理念として、現實の過程に對し極限概念たる意味を有する所以が理解せられず、凡ての經驗判斷の眞偽を決定する最後の示標が失はれるであらう。意識一般は所與定立判斷の判斷主觀としての現實意識に於ける實現を發端として、無限の過程に實現せられんことを求むる理念でなければならぬ。

余は右の如き見地からリッケルトの判断主観二種の説に反對するものである。氏は已に前に述べた如く範疇に構成的現實形式と方法論的認識形式との二種を區別し、前者は何等方法論的アプリオリを豫想せず、科學研究の材料として、先科學的段階に於ける經驗的實在論の立場から現實的對象界と認めるものを構成する範疇を意味し、之に對し後者は前者に由つて構成せられたる現實的對象界の異質的連續を材料として、科學的認識が夫々の方法論的アプリオリに應じて選擇を施し、之を概念的に加工、變容、單純化する形式を意味するとした。而して前者に由つて構成せられる客觀的現實界はそれが客觀的現實界たる以上、凡ての經驗的個人意識を離れて獨立自存するものでなければならぬから、之に對應する主観は即ち氏の所謂認識論的主觀たる非現實的極限概念としての判断意識一般であり、構成的現實形式といふのは即ち此判断意識の肯定形式に外ならぬとする。之に反し後者に由つて認識せられる科學的概念の對象は *reales Ich* としての經驗的意識を豫想するものであつて、それが特定の方法論的アプリオリに照らし合はせて超個人的意識一般の對象たる客觀的現實界に選擇を行ひ、之に加工を施す結果として科學的概念の對象界が成立するのであるから、之は超個人的意識一般に關係するものでなく、科學的認識をなす現實

經驗的個人意識を主觀とするものであるといふ (Rickert, *Der Gegg. d. Frl. S. 406 ff.*)。併しながら余を以て見るに此説は常識に一致せんが爲めに論理を曲げたものであつて、巧は巧であるけれども却てそれが爲めに眞に遠かるものであると思ふ。第一にリッケルトが科學的認識に對する材料として之に先だち凡ての方法論的アプリオリを離れて唯一決定的に成立するとした客觀的現實界の構成形式なるものは、果して氏の考へる如く方法論的アプリオリを離れて確定せる意味を有するものであらうか。此問題に對する詳細の解明は別の研究に俟たなければならぬが、若し余が前節に例示した如く時空、實體、因果の如き所謂構成形式も實は自然的と文化史的といふ如き種別を有し、それ／＼其概念内容を異にするものであるとしたならば、リッケルトの説は維持することが出來ぬであらう。余は氏の所謂科學的認識の共通材料たるものを單に所與性の範疇に由つて定立せられた所與界とし、而してそれを氏の如く孤立せる無連絡の事實の集團 (S. 388; 390) とせず、内面的關係を有する統一體とし、思惟が其内に課題を發見して、特定の方法論的アプリオリに照らし合はせ之を分別抽象して解決することにより種々の經驗界が構成せられるものと解したい。氏に従ふも客觀的現實界は唯論理的構成の立場から先科學的認識段階として認め

られただけであつて、事實上は先科學的認識が已に科學的認識の方法論的アプリオリを豫想するものを混入し、『單に構成的範疇に於て思惟せられる實在判斷は恰も純粹の事實判斷と同様に erkenntnistheoretische Kunstprodukte と認めらるべきものである』(S. 419)。其故單に論理ならぬ事實を問題とする常識に對する顧慮からのみすれば、所謂純粹の事實判斷に由る所興界を科學的認識の共通材料とするも、之に代へるに所謂實在判斷に由る現實界を以てするも何等相違は無いのである。此點から先科學的認識の論理的段階を所謂客觀的現實界の構成とすべき理由はない。第二所興定立判斷が超虛偽的絶對肯定の判斷なることは已に余の前に論じたことであつて、リッゲルト自身も亦之に相當する氏の所謂純粹事實判斷が『現實に對する唯一の絶對不可疑の判斷』なることを認めた(S. 380)。これは畢竟内容と形式との間に間隔を容れず、意識に與へられたといふことが直に此判斷の眞正を保證するからでなければならぬ。然るに現實界構成の判斷に於ては趣を異にする。此判斷は純粹事實判斷に由つて與へられたものとして定立せられた内容を單に孤立無連絡の事實たるに止めず、『唯一の空間中に存在し、唯一の時間中に斷えず變化して、屬性を有し互に相互作用する物より成立する』(S. 390)ものと認める判斷である。其故一方に於ては多

様の内容と、他方に於ては之を形成すべき數個の形式とがあり、所與定立判断に於ける如く或内容が意識せられたといふことの故を以て直ちに唯一の範疇に於て承認せられるといふ如きものでなく、或内容はそれに相應する形式に於て形成せられることを要するのであつて、内容と形式との間に間隔があり、前者に於ける課題と後者に現るゝ解決とが不適應に陥る餘地が存するのである。實際我々は一の知覺對象に對して作用を及ぼす他の知覺對象を求めて疑惑を感じ、其決定に錯誤を犯すことは屢々ある。果して此様であるとすれば現實界の構成を企圖する判断が必ず規範意識としての意識一般を事實上その判断主觀とするといふことは到底言ふを得ざることであつて、唯所謂『絕對不可疑の判断たる所與定立判断』の判断意識のみが此意味に於ける意識一般であるといはれるのである。リッケルトが客觀的現實界の構成に對する形式は方法論的アプリオリを豫想せざる構成的範疇であると主張するのが假に正しいとしても、之に與る判断意識が必然に意識一般であるといふ主張は維持することが出來ぬ。第三、轉じて方法論的認識形式により概念的に加工せられた科學的認識の對象界を考へると、成程常識に従へばリッケルトの説く如く、同一共通なる客觀的現實界を材料として科學者が認識するもの、従つてそれは一見科學

者の經驗的個人意識に對してのみ存在するものなるかの如くに見える。併しながら科學的認識の判斷もそれが客觀的妥當性を要求し、而してそれが眞正なる判斷と認めらるゝ限り此要求が事實となるとするならば、其對象たるものが單に經驗的個人意識に對してのみ存在するといふことがいはれるであらうか。寧ろ常識と雖も科學の認識する對象界は客觀的に存在するもの、科學者はその研究と獨立に存立する眞理を發見するのであると考へて居るのではなからうか。リッケルトのいふ如く、『方法的形式に由つて造出された科學の概念界は、實は認識の現實的なる主觀の觀方を現はす』(S. 408)といふのは、常識の立場ではない。氏は『認識の對象』第三版には除いて居るけれども、第二版には此見解を *Anthropomorphismus* (S. 208) とさへ形容して居るが、此の如きは啻に論理上科學的認識の客觀性を無視した主張であるのみならず、事實上常識に反するものである。常識は啻に歴史的事實の如きもののみならず、自然科學の立する假說的要素の如きものまで、科學的認識と獨立の存在を有するものと考へて居るのである。リッケルト自身も氏の主張する如き科學的認識の意義が個々の科學者に反省意識せられて居るのではなく、却て其反對に科學的概念構成の産物を現實と誤認する *Begriffstreismus* が行はれて居ることを認めた (S. 407)

唯何處迄も科學が現實の改容であり變形であり加工であることを高調する氏は、現實界の構成をなす主觀が全然非實在的の意識一般たると異り、此改容變形加工をなすのが實在的經驗的個人意識でなければならぬとするのである。併し若し改容變形加工をいふならば、此の客觀的現實界は勿論所與界さへ體驗せられた直觀内容そのものでなく、思惟に由る普遍的形式化であるから、其限り改容變形加工を受けたものであるといはなければならず、かの „Alles Faktische schon Theorie ist“ の語は已に此段階にも當嵌まるのであつて、單に此點から見れば、これと科學的認識の對象界とは加工の度を異にするに止まる。唯科學的認識の場合には、其加工に對する當爲が方法論的アプリオリの相違に従ひ種々あり得るのであつて、其處に選擇の餘地があることは、少くとも所與界定立の一義的なるご原理上相異なることを認めなければならぬ。此選擇の自由が、リッゲルトの主張する如く科學的認識からは實在的自我、經驗的意識を全然抽離することが出來ぬといふことの唯一の説明根據であると思ふ。

認識に存する主觀性が限定の自由に在るといふことは、ヴィンデルバント、ラスクが構成的範疇に對立せしめた反省的範疇の解釋に於て已に余の採つた所であるが、今此場合にも科學的認識に主觀性があるとすれば、それは方法論的アプリオリの限定の

自由に存するのでなければならぬ。併し此事は科學的認識の判斷主觀が何處迄も現實的經驗的個人意識であつて意識一般でないといふことを主張せしめるものではない。假令方法論的アプリオリが自由選擇を容るゝも、一度限定せられたアプリオリに照らし合はされる限り、それに相應する科學的認識の對象界は超越的當爲に據つて立つものとして普遍妥當性、客觀性を要求する。此要求の事實となる限り此認識に對する判斷主觀は個人的制限を脱して超個人的意識一般の資格を獲得するのである。假令此獲得が決して完成せらるゝことなき無限の過程をなすも、眞正なる科學的認識の判斷主觀が意識一般の理念そのものに外ならざることとは否定出來ない。而して方法論的アプリオリ限定の自由も、科學研究の共通材料として所與界を定立する原始的意識一般の内面的發展に於ける方向限定の自由とすれば、科學的認識の判斷主觀を現實個人意識と解すべき理由はない。個人的現實意識といふのは已に反省せられた意識である。而して此の反省にも特定の方法論的アプリオリを必要とするのである。しからば方法論的アプリオリを豫想する判斷主觀が現實個人意識でなければならぬといふ主張そのものが、その客觀的妥當の根據として、その主張に反し意識一般をその判斷主觀として要求しなければならぬであらう。リッ

ケルトの方法論的形式に由る科學的認識の判斷主觀を單なる經驗的個人意識とする見解は科學的認識の客觀性を否定して、其極自家撞着に陥るを免れないと思ふ。氏は唯それが自己の構成的現實形式對方法論的認識形式の區別と相異なるものなることを指摘したのみで (S. 411. Anm. k. g.) 詳論して居らないが、若し方法論的形式に由る判斷主觀がその形式の統一のアプロオリに自由選擇を容れ、其意味に於て主觀性を伴ふ所から個人意識であるといはれるならば、之と異なる意味に於て而も同様に限定の自由に基く主觀性を伴ふヴァインデルバントの所謂反省的範疇に由つて永久真理の認識をなす判斷主觀も、意識一般でなく個人意識であるといはれる筈である。併し恐らく氏は之を承認しないであらう。實際永久真理の認識に對する判斷主觀が單なる個人意識であるといふ如きは我々の思惟し得ざる所である。若し然らば方法論的形式に由る判斷の主觀も亦單なる個人意識でなく意識一般たることを認めなければなるまい。リッゲルト自身も方法論的形式が *reales Ich* に關係することはその超越的妥當を疑はしくする所以なることを認め、此處に新なる問題の存することゝを説いて居るのであるが、而も其問題を狹義の科學論に屬するものとして全くそれに關する論斷を避けて居る (Vgl. S. 432)。恐らくこれは氏の立脚地にとつて最も

大なる困難を供するものであるまいか。第四、以上指摘したリッケルトの判断主観二種の難點は其由来を辿るとき終に今述べんとする最後の根本的なる難點に歸着すると思はれる。抑もリッケルトの所謂意識一般とは如何なるものなるかといふに、已に第一節に述べた如くそれは凡ての意識内容を客観に編入することに由つて達せらるべき極限概念であつて、而も客観の對象性を確保する超越的當爲承認の判断意識でなければならぬのである。氏は此考に基き凡ての意識内容を所與として定立し、更に之を現實界に構成する判断主観を意識一般とした。併しながら余が第二節に批評した如く、意識一般が自から肯定、承認、判断をなすといふ思想は到底正當に維持し難きものであつて、單に極限概念たり、理念たる意識一般が實際に判断をなすといふことはそれ自身矛盾でなければならぬ。承認肯定の判断をなすのは何處迄も現實の判断意識であつて、其判断の眞正なる限りそれが同時に個人の制限を脱して超個人的なる意識一般の資格を獲得するのである。所與定立判断に於て所與内容を所與性の範疇により承認するのも現實意識である。唯それは其場合に所與として定立せられる意識内容に屈せざる、其外にある現實意識である。若し此現實意識を更に所與として定立しやうとすれば新に別に所與定立判断を下されなければ

らぬ。而して此判斷意識は更に未だ定立せられざる内容として残る。此過程の無限なる爲めに凡ての現實意識を客觀として定立するといふことは内容上から見て實現すべからざることに屬し、従つて之に對應する主觀としての意識一般が極限概念となるのである。而もこれは意識一般が各段階の所與定立判斷に於て現實意識に由り部分的に實現せらるるといふことを否定するものではない。否却て極限概念といふことが已にその部分的實現を含蓄するのである。唯同一の判斷作用に於て、その判斷作用の意識が同時にその判斷意識に對する客觀となるとはないから、判斷意識が現實の意識でありながら意識一般を部分的に實現し、後者としての資格を有するといふところが何等の矛盾なく主張せられるのである。意識一般を形而上學的の實體としない以上、それを現實意識が眞正なる判斷の判斷意識たる限り部分的に實現する理念とする外無い。所與定立判斷或は假にリッケルトの主張が正しいとして現實構成の判斷も共に必然意識一般を主觀とするといふのは、決してその判斷が全然現實意識を離脱せるものとしての意識一般に由る所の承認肯定であるといふ意味ではあり得ない。斯かることは不可能の要求である。唯此判斷が絶對肯定の判斷なるを以つて、その判斷意識は常に眞正なる判斷の判斷主觀として、必然意識一般

の資格を具有するといふに過ぎない。然るにリッケルトは一方に於て意識一般を現實意識と隔絶して兩者の關係を充分に重要視せず、他方に於ては却て意識一般に唯現實意識にのみ許さるべき作用を歸屬せしめた爲めに、所與定立、現實界構成の判斷主觀は現實意識に關係なき意識一般であると主張し、之に反し科學的認識の判斷に於ては現實意識に對する關係が抽離すべからざるものであるといふことから、その判斷意識に意識一般の資格を獲得する可能性を拒絶して、兩種の判斷主觀を對立せしめるに至つたのである。併しながら若し一方に於て氏の極限概念たり理念たりとする意識一般が自ら承認肯定の判斷作用をなすといふ主張の背理なること余が第二節に批評した如くであるとするならば、絶對肯定の所與定立判斷をなす判斷主觀も現實意識であつて、唯それが意識一般の理念を部分的に實現し、此形式を獲得するといふに止まらなければならず、他方に於て氏の認める如く科學的認識の對象も「當爲の範圍に屬し判斷必然性に由つて保證せられたる、形式に對する内容の相屬性に存する」(S. 435)としたならば、此當爲を實現し、形式内容の相屬性を確立する現實の判斷主觀が其限り『現實認識主觀に對する標準』、『主觀作用の規範』(S. 399)としての意識一般となるのは當然のことではないか。超虛偽的、絶對肯定の所與定立判斷と、

眞僞の對立に累せられる方法論的アプリアオリを豫想するものとしての經驗構成判斷との相違は、余も前節に述べた如く認識論上根本的の意味を有するものとして之を重要視するのであるが、判斷主觀の側から見るならば、唯前者に對するものが必然的に意識一般の理念を部分的に實現するに對し、後者に對應するものがその判斷の眞正なる限り此理念を部分的に實現するといふ制限を有するだけであつて、兩者が全然別個二種の判斷主觀であるといふ如きことは到底考へられない。同一理念の實現せられる仕方が相異り、而も後者は必然前者を豫想し、前者の發展として後者が現れるのであると思はれる。斯くして認識は統一的なる無限の發展過程を形造り、批判主義の認識論も之により一貫した系統として理解せられるであらう。



所與定立判斷に由つて定立せられる現實意識の感性的直觀内容は凡て意識一般に對應する客觀的對象となるのであるから、之を主觀化的に遡つて考へると如何なる現實意識に於て直觀せられる所與内容も、それが現實界構成判斷の立場からは特定の個人的自我意識に屬すと規定せられるに拘らず、本來超個人的なる意識の内容

であるといふ意味を内含しなければならぬ。換言すれば經驗界構成の立場から假令如何に個人的意識として限定せられるにせよ、單に所與内容の意識であるといふ限りに於ては凡ての意識が超個人的なる普遍意識の特殊的部分といふ意味を内含すると考へられなければならぬ。これは論理的には證明を容れざるものであるが、所與定立判断の絶對眞實性を許す限り認めなければならぬ Grundpostulat である。勿論反省を経ざる直接意識は凡て個人的といふ如き規定を有せざるものであるから、其限り an sich に超個人的であるといはれるけれども、唯これだけでは認識の客觀性の問題に對して何等據り所を得るとは出來ない。何となれば其は必然特定の個人意識に屬すといふ限定を受けるのであつて、前の事實を以て後の限定を抑へることとは出來ぬからである。眞に認識の客觀性の根據となり得るには唯 an sich に超個人的といふに止まらず、für sich の反定立的限定を止揚し an und für sich に展開せられた超個人性が到達せられなければならぬ。これが所與定立判断の絶對眞實性から凡ての感性的直觀の意識内容を超個人的普遍意識に屬するものと postulieren すると由つて出來る。若し其が Postulat であつて直接確實の事實でもなく、又論證せられた眞理でもないといふとを答める人があるならば、我々はこれが如何にする

も越えることの出来ぬ知力の制限であること、併し若し此 Postulat を認めまいとするならば、我々に對して直接確實なる絶對眞正の所、與定立判断を否定し、從つて凡ての經驗的認識を斷念しなければならぬことを告げる外無い。我々は知の基に信を置き、此 Grundpostulat を信じて、之により所與定立判断から始まる經驗的認識の可能を理解することが出来るばかりである。余が第四節に述べた現實意識の可能條件として空間的徵標の本質系統に由り純粹作用の作用結合が特殊化限定せられ、所謂 intelligibler Raum に於て無限に可能なる作用結合の中心が個人意識として分化せられながら、本來同じ本質系統に相應する作用の可能的結合の全體に於ける特殊部分として考へられるといふことも、此 Grundpostulat の背景を裏付けるものとして理解せられる。本來純粹作用の内面的統一形式たる直觀的時間は人格的意志統一の連續的内面的成長發展を意味するのであつて、その中に分化原理を含まない。分化は必ず意識中心の分化原理としての intelligibler Raum に依らなければならぬ。此様な intelligibler Raum に由つて純粹作用が特殊化限定せられることが現實意識の成立に對する必要條件なのである。併しそれが限定特殊化であるといふことの半面には、又本來無限に可能なる作用結合の可能的全體が純粹作用に統一せられることを豫

想するのであつて、現實意識の個人的分化が超個人的意識の全體的普遍に於ける特殊部分なることは我々の思索の根本要請であらねばならない。併しながら所與定立判断に於て *an und für sich* に展開實現せられる超個人的意識一般は單に *an sich* なる所與内容の直接意識に對してこそ綜合展開の段階に相當するものなれ、その内容に含まれる構成の課題に關しては又唯直接態の Δ *sichsein* に止まるのであつて、その課題の解決に於て無限の過程を發展せしめ、漸次に高度の綜合展開に進むのである。その過程に於て相對的に *an sich* と *an und für sich* との關係に立つものは認識の妥當に於て所謂主觀的と客觀的との相對をなし、前者は限定せられたる特殊の意識に對應し、後者は一層普遍なる意識に對應すると認められる。併しながら無限の過程に於ては絶對終極的の綜合展開はあり得ないのであるから、完全に普遍なる意識としての意識一般は全體的には理念に止まり、如何なる段階に實現せられる普遍性も常に暫定性を脱せず、それが完成實現すべからざる理念、無窮の過程に於ける極限概念たる性質を維持するのである。我々は認識の發展に於て高きに進めば進むだけ特殊の制限を離れ主觀性を脱して完全なる超個人的普遍意識に近づき、客觀性をより多く獲得するのであるが、絶對的の超個人性、普遍性は遂に到達すべからざる理想に

止まらざるを得ない。而も凡ての所與定立判断が意識一般を判断主觀とすることは即ち此理念が部分的には實現せられ、如何なる個人意識も超個人的意識一般たる資格を得て、自己の本源たる全體意識に復歸することの可能を保證するのであつて、此處に理想と現實との交渉する處、部分の全體に接觸する點があるのである。

而して此様に絶對肯定の所與定立判断をなす判断主觀は必然に認識主觀としての意識一般の部分的實現であるといふことは、余が第三節に述べたラスクの所謂範疇材料と範疇との絶對融一としての原始的對象領域なるものを、現實意識の彼岸に求めずして却て其奥底に求めなければならぬといふ要求の、實現可能に對する先驗心理學的理解に鍵鑰を與へるものである。曩に余は單に認識の對象を先驗論心理學の立場から求めるのでなく、對象の認識が事實上如何にして成立するかを先驗心理學の立場から理解するためには、所謂原始對象領域を現實意識の彼岸にあるものとせずして、却てその奥底にあるものと考へなければならぬことを述べた。併しながら若し我々の認識判断の凡てがラスクの説く如き *Wahrheit und Wahrheitswidrigkeit* 及び *Richtigkeit und Falschheit* といふ二重の價值對立に制約せられるものであつて、決して *Wahrheitswidrigkeit* 及び *Falschheit* の反價值から絶對に解放せられ得ないものであ

るとしたならば、我々は如何にして相對性を離脱せる絶對眞正の認識に對する原始對象領域を現實意識の奥底に求めることが出来るであらうか。單に論理上斯かる超對立的絶對の原始對象領域を想定し、之に對應するラスクの所謂 *Repräsentant des gegenstandslosen Stehens der Inhaltlichkeit in der transzendentalen Form* としての意識一般の理念を考ふることは必然の要求であるとはいへ、若し我々の現實的判斷の一切が價值の對立に制約せられる相對的のものであるとしたならば、我々は到底部分的にでも意識一般の理念を實現するといふ絶對の保證を何處にも發見することが出来ないのであつて、之に對應する超對立的の原始對象領域を現實意識の奥底に求めることは不可能でなければならぬ。然るに所與定立判斷は其本質上價值の對立を絶し相對性を脱せる絶對眞正の肯定判斷であつて、その判斷主觀は必然に意識一般なのであり、其意味に於て此判斷の判斷領域はラスクの説いた作爲性主觀性を極小に減じた極限にあるものといはれる。於此我々は此判斷の主觀化再構成を通して、其背景に横はる所與内容の直觀に少くとも所與定立判斷の原始對象領域の存することを理解出来るのであつて、其限り原始對象領域は現實意識の彼岸に於てでなく其奥底に存するといふことが出来る。而して更にラスクの所謂技巧の重疊により二重の

作爲性主觀性を免れない所の現實界構成の判斷も、前節迄に説いたごとく凡て其の最後の眞理の示標を直接所與界に求め、其判斷が眞正なる限り之に對する判斷主觀は意識一般の資格を獲得するのであるとするならば、畢竟凡ての經驗的認識に對する原始對象領域は直接所與内容の裡に存するのであつて、それは現實意識の彼岸にあるのでなく、其奥底にあるのであるといはれるであらう。感性的直觀の内容は先づ直接に所與界として其含蓄する所の對象性を實現し、更に種々の方法論的アプリオリに従ひ種々の方向に之を實現し行くのである。但し認識判斷の原始對象領域は決して完結せるものではない。直觀の内容は無限の發展をなすものであるから、従つて其内に存する所與定立判斷の原始對象領域も已に決して完結せるものと考へることは出來ぬのであるが、更に今述べた如くその直觀内容が無限の課題を課し、之を解決すべき構成の論理的過程が無限なるに由り、認識自體が無限の過程をなすとしたならば、それに對する原始對象領域は明に完了せるものでなく、永遠の發展をなすものと考へられなければならぬであらう。

意識一般に對應する原始對象領域か右の如く現實判斷意識の彼岸にあるものでなく、却て現實意識の奥底に存するものであるとするならば、現實意識が認識に於て

て現れるのである。それはリッゲルトの斥けたリップスの解釋に従つて正に『要求』として、之に相應して現實意識が意識一般を部分的に實現するのは實は意識がその本來の面目たる超個人的全體性を展開するに外ならないと考へられる。眞の發展は單なる前進でなく還元である。進むといふは自己の基に還るとである。意識一般の實現は本來現實意識の奥底に内在する原始對象領域に意識が反省復歸することによつて自己を展開することである。今若し眞に凡ての作爲抽象を去つて直接意識する所を考へるならば、此は思惟以前認識以前の段階であるから何等假現として否定すべきものを有せず、そのまゝ一切が實在である。而して又實在は此直接意識の全體を措きて他に求めることは出來ぬであらう。若し果して左様であるならば、認識主觀としての意識一般は實在の一面に外ならぬといふべきであつて、實在が自己に對立する自同的固定の認識對象界に自己を放出し、之を通して再び自己に還る其圓環過程としての活動を意識一般と解することが出来る。之に對應する所謂原始對象領域とは實在の此一面に於ける活動の自己要求乃至動機である。それは全體の實在に屬するものであるから、單にその特殊的部分としての現實意識に對しては超越的なるものであつて、之を現實意識の立場から見るとき所謂超越的當爲とし

ラスクの語に従ひ之を映像するのは畢竟其奥底に存するものを顯現するものであつて理解せられる。單なる批判哲學に止まらず何等かの意味に於て形而上學の立場を許すならば、當爲は正にリップスの解した通り、全體的實在が自己の部分に對してなす要求、或は命令といふべきものである。而して其要求命令が部分の立場から見れば自己の本來の面目として希求せらるべきものなるに由り價值といふことがいはれるのである。眞理の理想價值に對する愛慕は實在の部分に全體に歸入せんとする希求に外ならぬ。而して此希求に由り價值の實現を目懸け、當爲を承認して眞正なる認識に由り意識一般の資格を獲得せんとする現實意識も本來實在の部分なるに由り、實はそのなす所は實在そのものの内面的活動に外ならない。實在は先づ自己の裡に内在する本質に由つて自己を制限限定し、部分化することに由つて現實となり、次にその制限限定を制限限定として自覺することに由り、再び之を克服して自己の全體に還るのであつて、此圓環過程によりそれは無限の發展をなし、而して發展は歸入なるが故に之に由り自己本來の面目を無限に發揮するのである。認識對象、界は此過程に於ける全體として自覺せられたる實在の自己表出であつて、認識主觀としての意識一般は即ち此表出を通して發揮せられる實在の一面に外なら

ぬ。その何故に實在が斯かる過程に於て自己發展をなすか、又其過程の間に如何にして我々が非眞虚偽の反價值と認めるものを容れるかは到底理知の窺ひ知るを許さざる所である。(完)